

清川村空き家賃貸用住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用による本村への移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、村内に存する空き家を賃貸用住宅としてリフォームする所有者又は入居者に対し、村が予算の範囲内において補助金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年清川村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内にある個人が所有する家屋で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、又は近く使用しなくなる予定のものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 入居者 所有者と賃貸借契約を締結し、当該空き家の所在地に住民登録をしている者をいう。
- (4) リフォーム 空き家を賃貸用住宅（人の居住の用に供する部分の床面積が55㎡以上の台所、便所、浴室及び居室を有した家屋に限る。）として安全性、居住性、機能性等の維持又は向上させるため、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法令に基づき適正に行われる改修工事（補助の対象となる者が自ら改修した場合や当該空き家内に存する家具家財の適正な処分も含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、所有者又は入居者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 交付申請時において、清川村の村税その他の納付金を滞納している場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる場合
- (3) 不動産事業等を営む者である場合
- (4) その他村長が適当でないと認めた場合

(補助要件)

第4条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 所有者が当該空き家を賃貸用住宅として、清川村空家等情報提供事業実施要

綱（平成20年清川村告示第24号）に基づく清川村ホームページへ掲載する旨の誓約をしていること。

(2) 補助対象者が入居者の場合、本補助金の一切について、所有者の承諾を得ていること。

(3) 補助対象者が入居者の場合、自治会に加入し、活動協力する意思を有していること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、リフォームの実施に要した費用（以下「リフォーム費用」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、外構、車庫、倉庫など家屋部分以外の改修等に要する経費は、補助対象経費から除外する。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、リフォーム費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、1棟当たり50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業内容で村が実施している他の住宅等の改修に係る補助（以下「同一補助」という。）を受ける場合は、補助対象経費のうち、同一補助の対象となる部分については、補助金の交付対象としない。

3 補助金の交付は、当該空き家に対して1回限りとする。

（交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム費用の支払完了日から起算して6か月以内に、清川村空き家賃貸用住宅リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) リフォームに要した費用の支払及び支払日が確認できる書類（領収書等）

(2) リフォームに要した費用（自己作業の場合は材料費）の内訳が確認できる書類（契約書、見積書等）

(3) リフォームの内容が確認できる写真又は図面等

(4) 申請者が入居者の場合、所有者との賃貸借契約書の写し

(5) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の可否及び金額を決定し、清川村空き家賃貸用住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による審査を行うに当たり、必要に応じて聞き取り及び現地調査を行うことができるものとし、申請者はこれに協力しなければならない。

3 村長は、第1項の補助金の交付決定する場合において、補助金交付の目的を達

成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の請求等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、清川村空き家賃貸用住宅リフォーム補助金請求書(第3号様式)により、村長に対し補助金を請求するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 清川村の村税その他の納付金を滞納したとき。
- (3) 補助金の交付決定日から起算して、10年を経過する前に補助金の交付対象となった賃貸用住宅を譲渡し、又は除却したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他補助金を交付することが適当でないと村長が特に認めるとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、清川村空き家賃貸用住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により、当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、清川村空き家賃貸用住宅リフォーム補助金返還命令書(第5号様式)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

4 前項の規定により返還命令を受けた者は、村長が定める期日までに全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(清川村空き家対策補助金交付要綱の廃止)

2 清川村空き家対策補助金交付要綱(令和2年清川村告示第28号。以下「旧要綱」という。)は、令和3年3月31日限り廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の旧要綱の規定に基づく補助金の交付決定を受けた者については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。